

五監公告第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年12月2日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

税務課

3. 監査の期間

令和6年10月30日～令和6年11月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
地域振興課税務係において、公印台帳への登録及び告示が行われていない五泉市長印（税務課専用）を、合併時の平成18年1月より使用している。 直ちに必要な手続きを行うとともに、五泉市公印規程に基づく適正な事務処理及び再発防止に努められたい。	地域振興課税務係の市長印につきましては、直ちに必要書類を作成し登録・告示を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。